

不適切盛土の公表(一覧表の解説)

1 公表の目的

県内にある不適切な盛土の情報を公表することにより、県民が不適切な盛土の存在を認識し非常時における警戒、避難などの対応に役立てること、不適切な盛土の拡大防止や新たな不適切な盛土行為の抑止に繋げることを目的としています。

2 公開一覧表の用語等の説明

(1) 不適切盛土

令和7年9月30日時点で、次の①～④にいずれかに該当する盛土を指します。

- ① 関係法令の許可や届出等の必要な手続きがされず、無許可や無届で造成され、是正が完了していない盛土
- ② 関係法令の許可や届出等の必要な手続きがされているものの、計画と異なる内容で造成され、是正が完了していない盛土
- ③ 関係法令の許可や届出等の必要な手続きがされているものの、盛土の造成後又は造成中に法面崩壊等の変状が発生しており、是正が完了していない盛土
- ④ ①～③に該当する可能性があり、該当する法令や条例を、盛土が造成された経緯やこれまでの行政の対応の確認、法律相談等を通して検証する必要がある盛土

(2) 市町番号

情報の管理のために、県盛土対策課が市町ごとに付けた番号です。

(3) 案件番号

情報の管理のために、県盛土対策課が各市町の盛土等の案件ごとに付けた番号です。既に是正が完了したものは欠番号になっています。

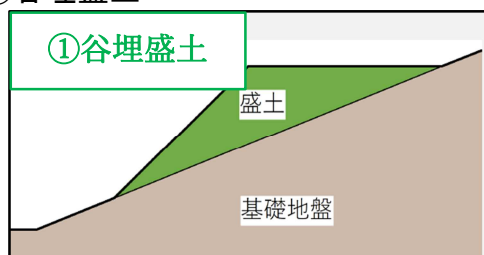
(4) 盛土タイプ

盛土がどのような地形の場所にされているかによって盛土のタイプを分けています。例えば平地に造成された盛土は平地盛土としています。

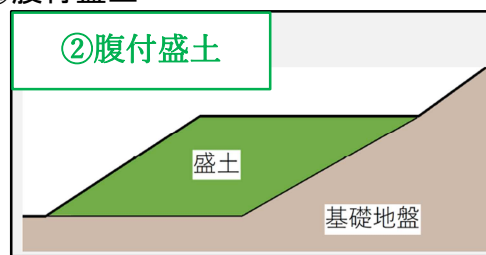
県が実施した現地調査により盛土タイプの判断をしています。今後の調査等で見直しを行う場合もあります。

(各タイプのイメージ図)

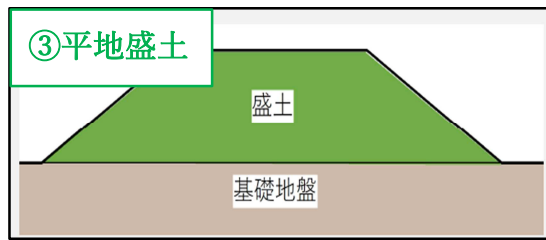
①谷埋盛土



②腹付盛土



③平地盛土



(5) 対応状況

各盛土の対応状況を示してします。

- ① 是正工事中・・・是正工事（行政による応急措置を含む）を実施中の盛土
- ② 詳細調査・・・詳細調査を実施中又は予定している盛土
- ③ 定期監視中・・・①、②以外の盛土で定期パトロール等で監視を継続中の盛土

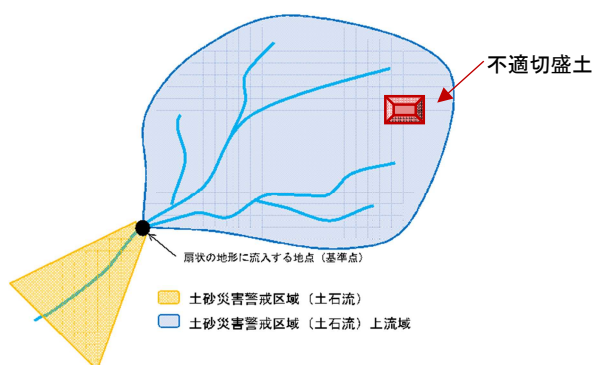
(6) 盛土規制法以外の該当法令

各盛土に適用される、盛土規制法以外の法令又は条例に「○」を記入しています。（各盛土に適用されるいずれかの法令又は条例に違反していれば、公表の対象としているため、必ずしも○が記入されている全ての法令又は条例に違反しているということではありません。）

(7) 「土石流危険渓流」に○がある盛土の抽出

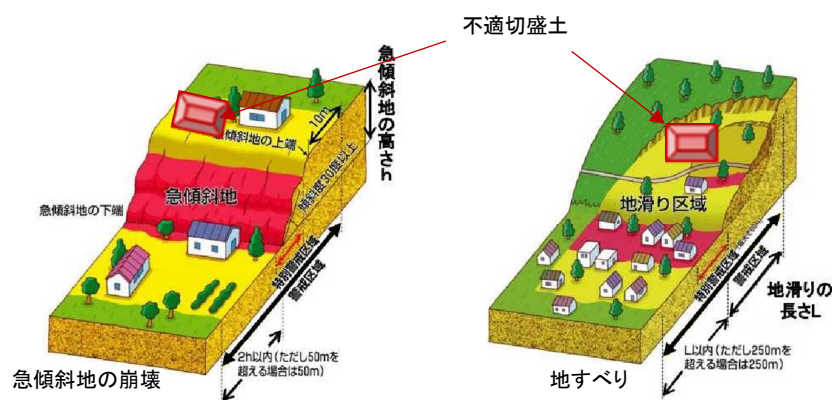
「土石流危険渓流」に○がある盛土については、発生源となる土砂災害警戒区域（※）の上流域に盛土がある箇所を抽出しています。

※流域面積が5 km²以上となる土石流危険渓流は土砂災害警戒区域が指定されていない場合があります。



土石流危険渓流にある盛土のイメージ

- (8) 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地すべり）に○がある盛土の抽出
土砂災害警戒区域（（急傾斜地の崩壊）又は（地すべり））に盛土がある箇所を抽出しています。



土砂災害警戒区域にある盛土のイメージ

(9) 位置図番号

「公表位置図」で該当する位置図の番号を記載していますので、位置図を確認する際に活用ください。

(10) 備考

備考欄の「追加」は、今回（9月30日）の一覧表の更新で追加になった盛土であることを表しています。

3 公開情報に係る留意事項

- ・今回公表した一覧表は、県内の不適切盛土（是正が完了していない盛土）の位置情報、対応状況、該当する法令等を示すものです。
- ・直ちに盛土が崩落し、人的・物的被害が及ぶような盛土は現在確認されていません。
- ・毎年3月及び9月に、公表している不適切盛土について是正が完了した場合や対応が不要になった場合には一覧表から除外し、今後新たに不適切盛土と確認された盛土がある場合には一覧表に追加します。また、公表する情報に修正、追加等がある場合には、合わせて情報を更新します。